松岡家住宅門柱	石造門柱二基、間口四・五メートル	福岡県大牟田市小浜町字中屋敷六四五―二他
松岡家住宅塀	煉瓦造、総延長八九メートル	福岡県大牟田市小浜町字中屋敷六四五―二他
旧出光家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二〇二平方メートル	福岡県宗像市赤間四一八八
勝屋酒造店舗兼主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一九〇平方メートル	福岡県宗像市赤間四一九七五
勝屋酒造煙突	煉瓦造、高さ一三メートル	福岡県宗像市赤間四一九七五
寒北斗酒造店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積四〇四平方メートル	入福岡県嘉麻市大隈町字地一〇三六一一他
寒北斗酒造安政の蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一九九平方メートル	入福岡県嘉麻市大隈町字地一〇三六一一他
寒北斗酒造仕込蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積一七二平方メートル	入福岡県嘉麻市大隈町字地一〇三六一一他
住吉川家住宅（旧遠矢家住宅）主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八〇平方メートル	恒鹿児島県曽於市大隅町吉字馬場五六六
住吉川家住宅（旧遠矢家住宅）蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積一三平方メートル	恒鹿児島県曽於市大隅町吉字馬場五六六
住吉川家住宅（旧遠矢家住宅）門	木造、瓦葺、間口一・九メートル	恒鹿児島県曽於市大隅町吉字馬場五六六
旧國場家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一二五平方メートル	沖縄県国頭郡国頭村字田一四三七一

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２号

北海道日高郡新ひだか町静内豊畑286番地の３

債務者　藤川　大清（旧姓山口）

1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号

奈良市西登美ヶ丘３丁目４番２号

債務者　堤　　勇二

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２４号

名古屋市東区白壁３丁目８番６号　ファーニス白壁５Ｃ号

債務者　柴冨　雅美

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　輝生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６６９号

大阪府高槻市桜ケ丘北町15―25　Ａ303、住民票上の住所大阪府高槻市塚原２丁目16番３号

債務者　勘定　　茂

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２４号

大阪市北区中津３丁目５番12号　島浦ビル501

債務者　ネット工事アベこと　阿部　浩治

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９０号

大阪市東成区東小橋３丁目５番３号　新星ビル東小橋403号

債務者　植田　俊一

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱　　和哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５号

熊本県上益城郡甲佐町大字芝原1035番地、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字中横田332番地１

債務者　中村みどり

1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号

熊本県上益城郡甲佐町大字芝原1035番地、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字中横田332番地１

債務者　中村　大志

1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５９号

北海道上川郡鷹栖町14線11号３番地

債務者　上西　敏行

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２２号

熊本市南区城南町千町1623番地１

債務者　反後　順喜

1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２３７号

大阪府守口市佐太中町４丁目21番３―302号

債務者　田中　　正

1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部